

# 「平成30年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金」募集案内

山形県では、循環型社会の形成に資するため、事業者等が行う廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とする施設・設備の整備に対する支援を行っています。

→具体例は裏面「補助対象となる施設・設備について」に記載しております。

◎補助事業審査申請書期間：平成30年3月16日（金）から8月27日（月）まで

※ 申請書提出の前に、必ず事前相談を受けて下さい。

期間内でも予算枠に到達した際は募集を終了します。その場合は県のホームページでお知らせします。

事業名称		平成30年度山形県循環型産業施設整備事業費補助金	
補助対象者		県内に事業所を有する企業・団体等	
補助対象事業	区分	リサイクル施設・設備整備事業	リサイクルポート立地支援施設・設備整備事業
	内容	(1) 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とする施設・設備の整備（ただし、専ら一般廃棄物を対象とするものは除く） (2) 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進を目的とする施設・設備のうち、自らが行った3R推進に寄与する研究・開発により実用化された技術を用いた施設・設備の整備 (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の推進を目的とする施設・設備の整備	左記のうち、酒田臨海工業団地及び鳥海南工業団地におけるもの
補助対象経費	建築物費（補助対象事業内容(3)に限る）、構築物費、機械装置・工具器具費、委託費等の廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するための施設等の整備に要する経費		
補助率	1 / 3 (NPO等が行う地域における資源循環システムの立ち上げの際の施設・設備整備に係る事業は1 / 2)	1 / 2	
補助限度額	20,000千円 (対象事業費ベースで60,000千円又は40,000千円)	30,000千円 (対象事業費ベースで60,000千円)	
補助期間	当該年度内		
採択基準	①発生抑制等の効果、②事業の安定性・継続性、③事業の優位性・波及効果、補助対象事業内容(2)については上記に加え、④発生抑制等の効果の新規性・卓越性		

○応募をお考えの事業者の方は、お気軽に、お問合せ、御相談ください。

○この補助事業は、山形県産業廃棄物税基金を活用した事業です。

<お問合せ先・申込み先>

山形県環境エネルギー部 循環型社会推進課 リサイクル・環境産業担当  
 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
 TEL:023-630-2322 FAX:023-625-7991

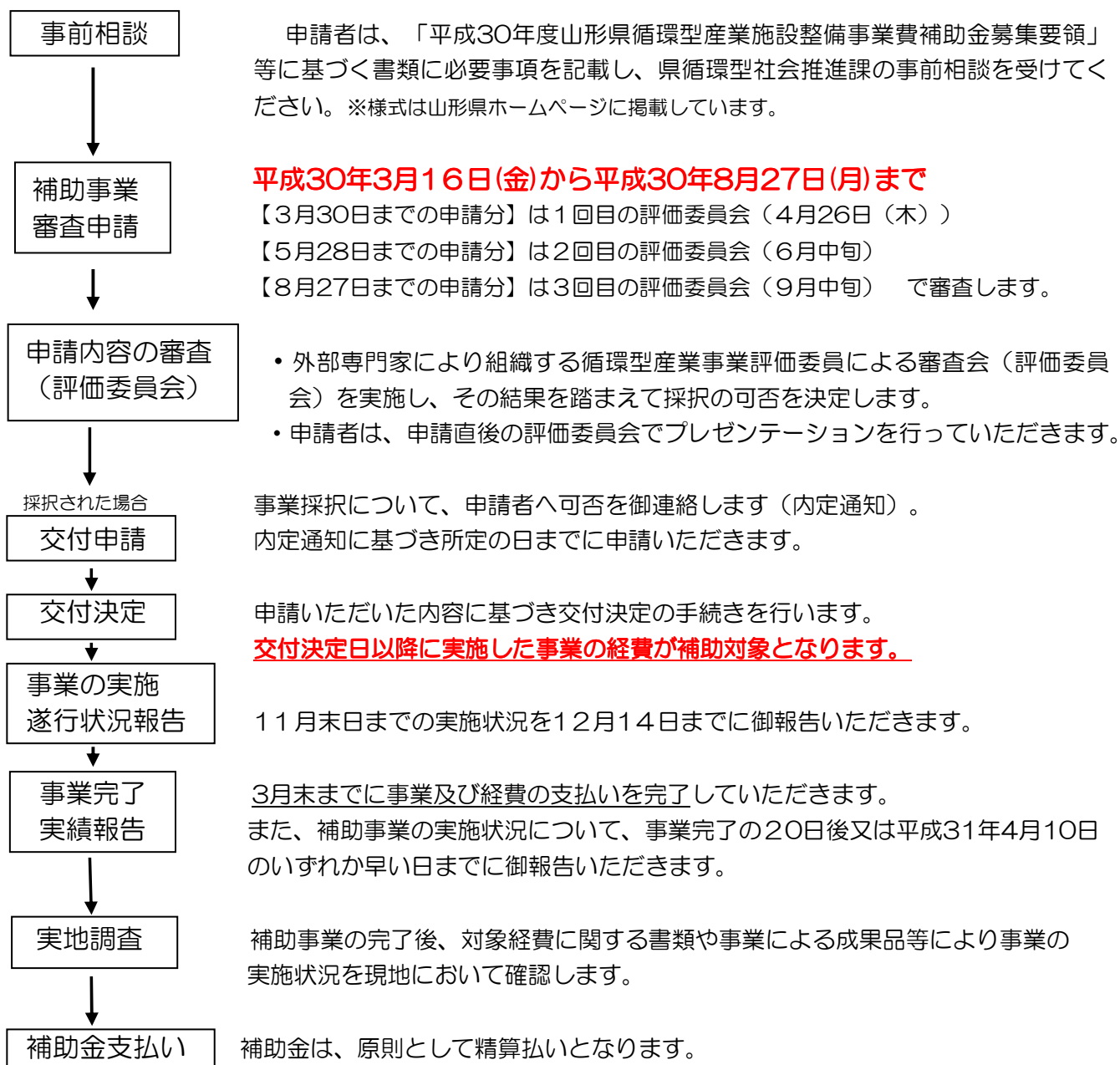
※事業の詳細や応募様式については、県のホームページで御覧いただけます。

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>

「くらし・環境・社会基盤」→「環境・リサイクル」→「リサイクル」

→「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」→「山形県循環型産業施設整備事業費補助金」

## 《補助事業の手続きフロー》



### ★補助対象となる施設・設備について

#### ○廃棄物の発生抑制・排出抑制

⇒施設・設備の導入により、廃棄物が発生・排出抑制されるもの。

例① 廃溶剤を再利用するための設備（廃溶剤再生装置）

例② 食品残渣を飼料化するための設備（飼料化設備）

例③ 弁当容器のフィルムを使用せずに容器を洗浄・消毒保管するための設備（食器洗浄機、食器消毒保管庫）

#### ○「リサイクル（再生利用）推進」

⇒施設・設備の導入により、焼却・埋立処分されている廃棄物が循環資源として再生利用されるもの。  
現状より再生利用量が増加する場合や、利用用途が拡大するものも対象となる。

例① プラスチック製品の原料となるチップを製造するための設備（破碎機）

例② 生コンクリート残水を水とコンクリートくずに分離し、再生骨材の原料を製造するための設備（生コンクリート残水処理機）

例③ 材料取りした後の端材を接着し、家具材料に利用するための設備（木材接着装置）

★このほか、過去の採択事業の内容について、県ホームページに掲載しております。